

各国の商標制度比較表

	日 本	米 国	英 国	ドイツ	フランス	OH M
商 標 の 定 義	文字、図形、記号、立体的形状、これらの結合又はこれらと色彩との結合で業として商品を生産、証明、譲渡(役務を提供、証明)する者が、その商品(役務)について使用するもの	言葉、名前、シンボル、図形、その他組合せであって、使用され、識別又は区別し出所を示すもの	視覚媒体により表現できるあらゆる標識であって、他の事業から商品、役務を識別することができるもの、特に語、図案、文字、数字、商品の形状、その包装	如何なる標識も、特に単語、図案、文字、数字、音響標識、立体形状(包装も含む)色彩、色彩の組合せであって、他の事業から商品、役務を識別することができるもの	商標又はサービスマークとは、他人の商品又は役務を識別するのに役立つ、描写的に表示可能な標章	写實的に表現できる標識、特に、個人の名前を含む語、模様、文字、数字、商品の形状、その包装で構成され、他の事業から商品、役務を識別することができるもの
「小売り」の役務での採択の可否	×	○	○	×	○	○
商 標 権 の 登 録	先願主義	先使用主義	先願主義	先願主義	先願主義	先願主義
審 査	○	○	○			
コンセント制度	×	○	○	-	-	-
防護標章制度	○	×	×	×	×	×
団体標章制度		○	○	○	○	○
証明標章制度	×	○	○	×	○	×

- 注) 1. ○は保護対象、又は法律で規定、×は保護対象でない、又は法律で規定していない
 2. 審査の項中、○は方式、顕著性、先行商標審査すべてを、×は方式、顕著性のみを審査することを示す。
 3. 団体標章制度の項中、○は、産地表示の保護を可能とする諸外国の団体標章制度とは登録要件等において違いを有する団体商標制度(登録要件や商標権の内容について通常の商標と何ら変わりがない。)を示す。

出典: Manual for the handling of applications for patents, designs and trade marks throughout the world. (日本語版) A P P I - J A P A N

外国工業所有権法令集 社団法人 日本国際工業所有権保護協会

日本商標協会誌第47号別冊資料(平成15年2月10日) 日本商標協会

地理的表示に係る諸問題の調査研究報告書(平成15年3月) 社団法人 日本国際工業所有権保護協会

特許行政年次報告書 2002年版